

文久・元治年間における三条実美の歴史的位置

―長州藩領滞在期に着目して―

赤井 誠

要旨 近年、三条実美の評価の見直しが行われつつあるが、本稿ではその研究動向も踏まえつつ幕末政局（文久・元治年間）において三条がどのような位置にあったのかを、三条が京都を離れて長州藩領に滞在していた時期に焦点を当て、考察を行うものである。

三条は文久二年（一八六二）の五月に政治活動を開始して以降、朝議改革派の公家として脚光を浴びるようになる。だが、長州・土佐両藩の過激派などと親密な交流を交わしていた三条は、朝廷において「即時攘夷」論を標榜する第一人者と見なされるようになり、京都から離れていた時期（亡命期）の三条に対する眼差しにも大きな影響を与えた。

文久三年（一八六三）の八月一八日の政変で、三条及び彼と共に西下した六名の公家（七卿）たちは「攘夷」実現のため、様々な周旋活動を展開する。長州藩領に滞在した三条らは、「国事」に関する「人的」ネットワーク網を構築した。そして、それは西国地域を中心に展開されていたものの、東国地域も一部視野に入れた広範なものであったことは注目に値する。

また、三条ら（五卿）の長州藩における立場は禁門の変を契機に一変し、長州藩内の尊攘派と共に苦境に立たされた。そして、藩政から尊攘派を追い落とす動きが本格化すると、三条らはその状況の巻き返しを図るための周旋活動を展開する。一方、この頃には三条らの身柄を巡り、長州諸隊と藩政府の間で対立が起きていた（五卿身柄移転問題）。この問題解決のための周旋活動を、薩摩・筑前両藩は展開するが、このことを契機に両者は距離を接近させることとなる。これは三条の存在が「人的」交流を促進した好例だろう。

以上、本稿の検討からは、慶応期（太宰府滞在期）の三条の政治的位置や明治維新史における七卿落ちの歴史的意義を明らかにする際の、基礎的事実が明らかとなった。

キーワード：三条実美、七卿、五卿、長州藩、筑前藩

はじめに

本稿では長州藩領滞在時（文久・元治期）における三条実美の政治的再評価を試みるものである。これまで三条は幕末維新期の政局において重要な位置にあったにも関わらず、十分な評価が行われてこなかった。薩摩藩・長州藩といった西南雄藩と近い距離にあったにも関わらずである。本稿ではこうした研究状況を踏まえ、三条が京都を離れていた時期に焦点を合わせることで、当該期の政治社会に三条が及ぼしたインパクトを幕末の国事周旋運動との関連性から論じたい。

まず、亡命期の三条と近い距離にあった薩摩・長州・筑前の三藩の国事周旋運動の研究の流れなどを概観していきたいと思うが、その前に「国事周旋」の定義に関して言及しておきたい。「国事周旋」の定義について言及した研究は少ないが、例えば井上勲は国事周旋運動における「国事」とは外交・朝幕間で発生した政治問題であるとする²。また、天野真志は「国事周旋」の「周旋」の定義をその語義を踏まえて、「政治段階に応じて活動目標を更新し、分裂しつつある多様な空間を取り結ぶ」（二三三頁）ものであり、幕末の政局において「多様な主体や主張を取り結ぶ「周旋」を目的化すること
で自己の行動を正当化し、広範な政治的関係を形成していた」（三三頁）行為であると指摘している³。こうした天野の指摘は非常に示唆に富むものであり、本稿における国事周旋運動の定義は天野の指摘

に依拠するものが大きい⁴。

さて、それでは以下に薩摩・長州・筑前の三藩の国事周旋運動の研究の流れを確認したい。まずは筑前藩の国事周旋運動に関する研究についてだが、その代表例として梶原良則の研究が挙げられる⁵。また、五卿の身柄移転問題の詳細を筑前藩士の動向から描いた井上忠の研究の存在も挙げておきたい⁶。

次に薩摩藩の国事周旋運動に関する研究史についてだが、全てを列挙するのは枚挙に暇がないためその一部を挙げると、佐々木克・町田明広などの研究が挙げられる。町田・佐々木は各時期における薩摩藩の国事周旋運動の実態を検討しているが、その特徴について佐々木は自藩の藩是に基づいて「朝政・幕政改革」をスローガンに政治活動を一貫して行っていたと指摘している。また、町田は薩摩藩が行った国事周旋運動の一環である征長軍の解兵について、支藩の岩国藩へ行った政略が薩長両藩提携の嚆矢になったと指摘している⁸。

最後に長州藩の国事周旋運動について言及する。長州藩の国事周旋運動の詳細に関しては、長州藩の「即時攘夷」への藩論の転換は薩摩藩への対抗意識から起きた事象であることが明らかにされている⁹。さらにこうした研究の蓄積を踏まえて、田口由香は航海遠略策から「破約攘夷」への藩論の転換に至るまでの長州藩の動向を描いた¹⁰。

また、近年において三条と国事周旋運動の関係性は着目されてお

り、青山忠正は三条の存在が薩摩藩の藩戦略と密接不可分な関係性にあつたことを指摘している¹¹。また、こうした指摘に留まらず薩長盟約の周旋活動に三条らが関与していた事実も明らかにされている¹²が、その評価の見直しは人物史の観点からも行われている。

笹部昌利は文久期の朝廷における「即時攘夷」論者の代表格として捉えられてきた三条は、あくまで朝議改革派の公家に過ぎなかつたと指摘しており、周囲に「即時攘夷」論者と見なされた契機を別勅使任命に見出している¹³。また、明治期における政治家としての三条の再評価も進んでおり、三条に対する人物評は修正が図られてつある¹⁴。

以上、三条が京都から離れていた時期に特に近い距離にあつた薩摩・長州・筑前の三藩の国事周旋運動に関する研究、三条の政治的評価などに関する研究などを概観した。こうした諸研究において、三条と国事周旋運動との関連性に言及しているものの存在は確認出来た。

だが、ミクロの観点から三条と幕末の国事周旋運動の関連性について論じたものは確認出来ない。それは、長州藩に滞在していた頃の三条に関する議論は、三条らの身柄待遇問題にばかり焦点が当たっていたことに起因する。また、これまでの三条を描いた研究では一部の藩との関係に言及がされたことはあつたが、その他様々な諸藩と三条がどのような関係性にあつたかは触れられてこなかった。以上を踏まえ、本稿では三条が都落ちしていた時期（文久三年

（慶応三年）の中でも特に長州藩領滞滞在期に焦点を当て、三条が都落ちしたことにとどのような意義があつたのかを考えたい。本稿における議論を通して、従来の明治維新史研究においてはつきりとした意義づけがされてこなかつた七卿落ちという事象について、少しでもその研究の一助となれば幸いである。

第一章 在京時代における三条の政治的位置

—文久期を中心に—

本章では、三条の人物像を理解するために文久期における三条に対する眼差しや、その政治思想の一端に触れることとする。こうした作業を通して、彼が幕末政局の中で着目された背景を理解する一助¹⁵としたい。なお、本稿において用いている史料は、適宜旧字体から新字体に改めた。また、句読点を筆者の手で振る必要があると判断した場合は、句読点の振り直しを行った。史料の引用を省略した際にはその旨を記してある。

三条の活躍として特に知られるのが、文久二年（一八六二）の冬頃に始まる「即時攘夷」論者としての活躍である。だが、三条の史料上における政治活動の初見は、文久二年の五月一〇日まで遡る。この日に三条は朝議に上書を提出したが、これは同年四月一六日に兵を率いて島津久光が上京し、朝廷（禁裏）に建議をしたことを踏まえて朝議に提出されたものである。そして三条は、この上書の中で久光の上京・建議を「勤王之志」あるものと高く評価した上

で、「正大之公論」を立てて「剛直之御処置」を行うべきと説く。また、「皇国之維持」のためにも朝廷は「賢良之人」を選び、そうした人物に「執柄輔弼」の任を行わせるべきだと主張している。これを契機に三条は、「若年ながらも搢紳中の大立者」として周囲の耳目を集めることになるが、それは彼が摂関家に次ぐ家格（清華家）である三条家の出自であることも関連していた。なお、これ以降の三条は朝議改革派の公家としての立ち位置を確立するが、それは別勅使として派遣されることが決定した時期を契機に変化を迎えることとなる（後述）。

また、三条は文久二年の七月に江戸に滞在していた山内容堂に書簡を發している。

〔史料一〕

一今度 勅使御沙汰之廉 御遵奉有之、越前候一橋候二も大政御預謀ニ相成候趣、国家之御為誠懼誠喜之至候、兼々人望之所帰万民仰新政候儀と存候、内密伝聞仕候処、大樹公賢明之趣、国家之大幸不過之雀躍之至存候、足下時々御登城も御座候趣、御政務御相談も有之候哉、万々 皇国協和之道御尽力奉仰候、方今戎狄猖獗之折柄、富国強兵之術専務と存候、吾国固有之勇武を以戎虜を屈伏せしめ、国威を海外へ輝、皇国長久安綏之計略遠図時勢二適宜之良策可有之、何卒足下御定論極密御示教奉冀度、所謂書生論ハ実地ニ施かたき事も可有之候、井蛙之陋見は可愧之至存候、（以下省略）¹⁹

この史料の傍線部の部分が示している通り、三条は必ずしも「即時攘夷」に固執していた訳ではなく、現実的な手段で「攘夷」を実現しようとしていた。なお、この背景には土佐山内家と三条家が縁戚関係にあったことが考えられるが、こうした関係性を利用して土佐藩の尊攘派（土佐勤王党）なども三条に接近していくようになる。

だが、こうした三条のイメージは文久二年の後半に差し掛かると一変する。別勅使（一〇月）・国事御用掛（一二月）など重要なポストに三条が任じられていったことで、尊攘派勢力が三条を介して朝議に介入を試みようとする動きが発生したのである。これ以降、三条は急進派の人物というイメージが流布し、急進派としての三画像を形成していった。また、文久三年（一八六三）以降三条がブレンとして、真木和泉を頼るようになったこともその動きを加速させたと言える。なお、こうした三条の人物像は別勅使として派遣された頃には一人歩きしており、三条が「直に拒絶にも及はざるへし、宜しく其方略を尽し」た上で、「攘夷」を行うよう述べたことを松平春嶽が驚きの意を以て受け止めていることはその好例である。²⁰

このように三条に対する注目は高まっていく一方であった。だが、こうした状況に置かれた三条は相当なストレスに苛まれていたようで、文久三年の二月二一日付で議奏職の辞任を申し出ている。

〔史料二〕

実美以不肖之身蒙格別之寵遇誠以天恩余身畏奉存候、拙劣不才之微身不被為捨拔擢御登用相成候段実以不堪感泣奉存候、元来菲薄之弱質自幼年之時多病ニ有之候、近来先以無異出仕致居候得共、兎角多病ニテ氣力損耗仕精神恍惚多忘之事共有之御用向漏脱ニ可相成、談論応対等十分行届不申候テハ誤国家之大事候儀可出来実々惶懼戰慄之至ニ奉存候、議奏之職掌ハ応対談判之儀モ是亦肝要之事ニ候間、其材無之者速モ勤仕難相成候間辞役之儀相願候、(以下省略²¹)

結局、この三条の辞任願は却下され、翌三月には「攘夷」祈願を目的とした賀茂社への行幸における御用掛の職に就いている²²。この背景には、三条と近い関係にあった土佐勤王党や長州藩の過激派の工作があったものと考えられる。三条が朝議から去ることで、自分たちの影響力が低下することを防ぎたかったのであろう。なお、同二八日には摂海地域の守衛監督にも任じられており²³、その言動が急進派の代弁者として捉えられるようになることは避けられなくなる。こうした状況を三条は好まなかったが、「今更改候ては浪士輩ニも被棄、正論家も不容何処ニも相離孤立²⁴」してしまふとの認識からその状況を受け入れた。こうした三条の対応は、やがて小倉藩処分問題を契機とした西国鎮撫使派遣・大和行幸に繋がりが、それは八月一八日の政変・七卿落ちを惹起させることとなる。

第二章 長州藩領滞在期の三条について

第一節 政変発生から長州藩領に至る経緯に関して

本章では都落ちしていた頃の三条、その中でも特に長州藩領に滞在していた時期に焦点を当てその政治的位置に関する考察を行う。だが、その前に三条が都を追われてから、長州藩領に辿り着くまでの経緯を確認しておきたい。

八月一八日未明、薩摩・会津・淀の諸藩の兵士が禁裏全ての門を閉鎖し、中川宮朝彦・近衛忠熙・二条斉敬・徳大寺公純ら一部の公家、また在京諸侯にも参内の命が下った。八月一八日の政変である。当初、この事態を把握するため三条をはじめとした急進派の公家などは鷹司邸に集っていた。だが、自分たちに参内停止の命が下ったことを知ると、岩国藩の本陣であった妙法院に退去することとし、そこで今後の方針を定めることとする。結果として、三条は長州勢と共に長州藩領に向かうことに決し、六人の公家(東久世通禧・三条西季知・壬生基修・四条隆哥・沢宣嘉・錦小路頼徳)がこれに付き従うこととなった(七卿落ち)。

翌一九日、七卿は長州藩領に向けて妙法院を出立するが、その途中兵庫にある湊川神社に立ち寄った(二二日)²⁵。この際、三条らは「王政復古」の実現を「楠公ノ霊」に祈願したようだが、これと同じ三条らは「義兵を挙ぐるの檄」(「史料三」)を草し、官部鼎蔵(肥後藩士)を阿波に派遣している²⁶。

〔史料三〕

中興之大業向成之所、奸賊狂妄奉惱宸襟候事不堪憤激一同西国へ罷下挙義兵候、順逆者顕然に付、有志之者一旦長州へ馳集候様可致仍て如件

文久三年八月

(七卿連署)

国々有志之者へ

また、二二日には土方久元(土佐藩脱藩浪士・三条の従者)の中で幹部クラスの人物)や水野丹後(久留米藩士・三条の従者)などが三条の命で芸州藩に派遣される。これは「諸藩を説きて闔国の士民を一致させ、速に攘夷の功を奏し叡慮を安し奉る」という目的実現のためであった。そして、こうした三条の命を受けて土方は二五日に芸州藩に到着、翌日には浅野長訓(芸州藩主)に宛てた直書を芸州藩士に手渡ししている。²⁹⁾

以上のように、七卿は西下しつつ独自の国事周旋運動を展開していたが、長州藩政府では七卿の身柄を受け入れることに消極的だった。³⁰⁾だが、七卿の乗船していた船が三田尻に到着してしまい、結果として身柄を引き受けざるを得ない状況になってしまふ。ここに至り、長州藩政府は七卿の身柄の受け入れを行うこととした。七卿は必ずしも長州藩にとって歓迎されるべき客人ではなかったのである。

第二節 前半期(文久三年九月〜元治元年六月)

前節において、三条ら七卿が都から追われた後も「国事」に関心を示している姿を確認したが、長州藩領に滞在していた頃の彼らの活動実態はいかなるものだったのか。青山の指摘³¹⁾なども踏まえて、これ以降三条ら七卿の動向に留まらず、その従者たちの動向も視野に入れることとする。こうした作業を通して、一種の政治的グループとして成立していた七卿(とその従者)が展開していた周旋活動の実態を明らかにし、長州藩領滞在期(文久・元治期)における三条らの政治的位置に対する考察も行いたい。また、本稿では三条らの長州藩領滞在期を前半期(文久三年九月〜元治元年六月)と後半期(元治元年七月〜元治元年十一月)に区分することにする。元治元年(一八六四)一二月については、別節で五卿の身柄移転問題を論じる際に焦点に当てることとした。なお、時期区分の基準として元治元年七月に軸足を置いているが、これはこの時期に起きた禁門の変を契機に長州藩の置かれた立場が朝敵となったことを考慮している。また、本稿において「七卿(六卿・五卿)」を主体とした叙述を多くするが、この七卿の中でイニシアチブを最も強く發揮していたのが、三条であったという認識に基づいて、筆者はその叙述を行っている。³²⁾ それでは長くなつたが、以下検討に移っていきたい。

文久三年九月一日に長州藩領の三田尻に七卿は入るが、三条は自らの守衛の任を務めていた長州藩士を京都に派遣している(五日)。³³⁾ この派遣の目的としては、八月一八日の政変後の京都の政情を把握

する目的があったと思われる³⁵。実際、二三日には久坂玄端（長州藩士）が土方をはじめとした従者たちに八月一八日の政変後の京都の政情に関する情報を伝えている点からも、七卿が当時の京都の政情に相当の関心を抱いていたことは確かだろう。また、一日には毛利敬親（長州毛利家藩主）が七卿の元を訪問、土方などの従者たちも敬親に拜謁して「色々議論」を交わしたという記録が残っている³⁷。この記述のみで何を話したのかは明らかにし得ないが、恐らく今後の活動方針などについて話し合ったのだろう。

三条のもとに集うのはこうした「国事」に関する情報に留まらなかった。二八日、平野国臣が三条ら七卿のもとを来訪する³⁸。平野は但馬で拳兵を行うに際して、七卿に首領として参加の協力を願い出た。この申し出を聞いた七卿は容易にその結論が出せず、三条から土方に対し平野の拳兵参加に関して下問を行っている。

〔史料四〕

十月朔日三条公より但州一条に付又々自分見込御下問あり、先日備中倉敷の一件と申し又今度の拳と申し追々世上の評判とも相成候は、一般の人氣も自然に引立候て終には時勢変革の端緒とも相成可申敷に候へとも、只今の有形にては差向血氣の士一時の憤を發し候迄に有之申さは、烏合浪人の一揆にて強固の助力をも待たす又各地応援の手筈をも調へす最初より成算有之候次第にて無之候へは、幸いにして一戦の勝利を獲候とも持久の見込無覚東候、（以下省略³⁹）

この土方の意見もあり、平野の拳兵計画に七卿は参加しない方針に決した。だが、平野の拳兵計画に参加するため、七卿の一人である沢が無断で奇兵隊士を連れて三田尻を脱走してしまう⁴⁰。この報せを聞いた三条らは土方に沢を連れ戻すよう命を下すが、土方が追いつく前に沢は長州藩領を脱出してしまった（七卿は沢を除いて六卿に）。なお、この事件の影響を受けて、六卿の身柄は三田尻から内陸の山口に移されることとなる⁴¹。

沢の脱走事件が起きた一〇月、黒田長知（筑前藩世子）が三田尻を通過する（二日）が、この際に七卿は長知のもとに使者を遣わしている。その目的は、長知に「朝政回復」のための周旋活動を依頼することであった⁴²。こうした依頼を受け、長知は京都において長州藩宥免の活動を展開していく⁴³。九日、土方は湯田において真木和泉・水野丹後兩名に面会し、長州藩の藩論が毛利定広の率兵上京に決したことを伝えた。だが、周知の通り実際に率兵上京が行われるのは元治元年の七月である。何故即座に率兵上京が行われなかったのか。詳細な経緯は中村武生の議論などで言及されているが、この段階で率兵上京が実行されなかったのは、当初長州藩が穏当な手段（宥免の主張）での解決を望んでいたことに起因していた⁴⁴。

一四日、武田耕雲斎（水戸藩士・水戸天狗党の首領）・大場一心齋（水戸藩士）と通じるため、清岡公張・千屋菊次郎らが三条の命で水戸に派遣される。これは水戸藩が親藩であるにも関わらず、「東国尊王攘夷の根本とも可申国柄」であるためであった⁴⁵。また、

一八日には周旋活動のため、九州地域に赴く河上彦斎（謙斎・肥後藩士）に六卿は檄文を持たせている。

〔史料五〕

方今形勢遂日切迫被惱叡慮候段不堪悲嘆候、天下有志之士憤発可有此秋に候、勵尊攘之志速可安宸襟者也、

亥十月⁽⁴⁶⁾

なお、一九日に土佐藩から中岡が帰還し、同藩の近況を土方に伝えているが、恐らく土佐勤王党への弾圧に関する情報などを伝えたのだろう。ちなみに、翌一二月は六卿の周旋活動・「国事」に関する諸情報六卿の周囲に届いた痕跡は確認出来ない。

誠 赤井

文久四年（元治元年・二月二〇日に「元治」改元）になると、三条ら六卿は朝廷に横浜鎖港の実現を促す上書を提出する。

〔史料六〕

臣等

勅勘犯罪之身を以、国家之大政を猥奏言仕候は、不憚朝憲義、戰栗恐懼之至ニ候得共、攘夷之儀は外夷蛮之叛服ニ相響、内国脈之盛衰ニ相係候事故、臣子之情分難忍沈黙、敢犯万死、鄙衷建白仕候、抑外夷拒絶之義、去年以 叡命不拘幕府之示令、可有掃攘之旨、御布告被為有候処、於関東鎖港談判取掛候二付、応接中輕拳暴発無之様、更列藩え御布告被為有候二付、追々攘斥之御処置可被為有と奉存候処、至今日未御実効も不被為立、如何被為有候哉と奉窺望候処、当節大樹公ニも上洛、列藩参集

国是御一決、膺懲之廟算被為立義恐察仕候得共、万々一も期限御遷延ニ相成候はハ、掃攘之機会も被為在間敷、積年之叡念御貫徹之時無之、且人心之方嚮も不立、加之万民之疾苦ニ至、和內瓦解と相成候はハ、禍乱不可謂遂異賊之術中に陥り、振古所無大恥を被為受、神州膾之汚俗と茂可相成泣血悲歎仕候、
(以下省略)⁽⁴⁷⁾

この上書の草稿は有隣の手によって作成されたが、これは長州藩の国事周旋運動をサポートする意味合いもあつたと推察される。一方、この上書が出された文久四年の正月は、六卿の周囲から急進的内容の請願が行われた時期でもあつた。

〔史料七〕

微賤愚蒙之私共奉冒尊嚴上言仕候儀重畳奉恐入候得共、旧冬来猶更不容易蒙御懇命非常之場合ニモ至候ハ、御高恩之萬一ヲモ奉報度祈願此事ニ御座候処、近日上国之形勢承り申候処甚以奉恐入候御場合ニ御座候趣言語同断歎息之至御座候、実ニ薩会越等ヲ初逆謀奸計弥増逞シク罷成候而已ナラス、最早大樹ニモ上洛之模様ニ有、京師之地正義有志之士ヲ容身ヲ置ニ処ナキ次第ニ相成、正氣復古之目途モ立兼候、(中略) 萬一矯 勅開港之儀ニモ被為在候テハ深奉恐入候間、如何様ニモ速ニ粉骨碎身仕候テ御快復之寸助ニモ相成申度奉希願候二付、萬々恐多奉存候得共、右心情乍恐御憐察被為在何分得死所候様御下知被仰付被下度重畳伏而奉歎願候、恐惶頓首謹言、

正月二日

浪士共⁵⁰

この請願は、正月二日付で六卿の従者から六卿に対して行われたものである。ここからは即時の率兵上京を望む声に従者たちの間から盛んになり始めていたことが窺えよう。こうした声は長州藩の伍長からも上がっており、正月二日付で六卿に対して請願が行われている。

〔史料八〕

愚蒙之管見ヲ以毎々奉言上候段奉恐入候得共、時勢愈切迫ニ相成、最早累卵之危至其極候哉ニ承候間難黙止、(中略)畢竟此節之儀者君臣上下之名分明義卓立候テ、従来之衰世復古之大政ニ御挽回被遊候御大挙ニ付、微賤草莽之私共重大之御機会奉伺候儀奉恐入候、(中略)上国之形勢賊兵亦夥敷奸賊誅伐之軍機未タ無之模様ニモ御座候得共、如何ト歎非常之英断果決ヲ以迅速ニ御快復被為在度奉懇願候、(以下省略)⁵¹

一方の六卿は、伍長の請願を受けた翌日に土方や真木といった従者の面々とうこうした請願の内容に関して議論を交わした。⁵²以後、元治元年六月に率兵上京の方針が決定するまで、六卿は浪士たちの存在に気を揉むこととなる。

ちなみに、翌二月については六卿の「国事」に関する「人的」交流において特筆すべきものは少ない。挙げられるものといえば、前年の一〇月一四日に武田耕雲斎らのもとに遣わされた清岡らが山口に帰還し、三条らに水戸藩の情勢などの情報を伝えている点(一

日)⁵³や、三日に敬親が福原越後(長州藩家老)・宍戸備前(親基・加判役)・根来上総(長州藩家老)らを連れて三条の滞在していた湯田を訪問し、「御進発」(率兵上京)に関する議論を行っている程度だろうか。ともかく、この月には「国事」に関する六卿の大きな動きは見られない。それでは元治元年の三月(文久から改元)ならどうか。

三月、「浪士共上京願の儀」(〔史料七〕)について三条・三条西・東久世・壬生らが議論を交わしているが、時期尚早のためこの請願を受理しないことと決した(二日)⁵⁴。だが、こうした六卿らの決定に三条の従者であった宮部鼎蔵(肥後藩士)・河上彦斎らは不満を抱き、三条らに暇願いを告げている。

〔史料九〕

同八日好晴早暁、寝込に岸上弘高木元右衛門小坂小四郎川上彦斎宮部鼎蔵来り大に議論を為す、渠等主張の論旨何時迄時機相待候迎勅勘御赦免の程も無覚束、畢竟薩会の徒其間に私するより至是次第なれば、此上は最早以死上京伏闕下争訴の外無致方と云ふにありて、到底無謀の激論に過されは自分は痛く之に反対し百方之が鎮静を努めたり、五ツ半頃引取夫より御馬初まり相馬致九ツ時相濟又々五人と談論議終に不合依て六卿方御直に説論被致候得共敬服不致終に御暇願出候に付右之旨毛利家へも御通達に及びたり⁵⁷

なお、宮部から暇願いが出されたことは、六卿から長州毛利家に

報告されているが、これは宮部が暴発する可能性を踏まえたものだろう。実際、宮部ら暇願いを願ひ出た浪士達に関する対応策を六卿が考えていたことからも、その事態を深刻に捉えていたことが窺える。また、この元治元年の三月に六卿は外国との軍事衝突を想定して、馬関に増築した砲台（二六日）や壇ノ浦の砲台（二八日）の巡察を行っている。この巡察の途中、六卿の一人である錦小路が吐血した。⁵⁹ 幸い一命は取り留めたものの、その後容体は安定せず翌四月には病で亡くなることとなる。⁶⁰ これで都から落ち延びる際に七人いた公家は五人となり、これ以降彼らは五卿（慶応二年期には五人衆とも）と呼ばれるようになった。⁶¹

翌四月には、五卿と筑前藩の関係者との間でその「人的」交流が多く見られた。一二日、真木菊四郎（真木和泉の次男）・田所壮輔（筑前藩士）・筑前脱走の士（中村円太か）らから土方は「筑前の藩情」を聞いている。これは筑前藩内における尊攘派と保守派の分裂を指すと思われるが、こうした情報を聞いた三条は斉溥に宛てて「直書」を認めている（一七日）。⁶²

【史料一〇】

拙贖呈上仕候向暑之節御座候処、弥御勇健被成御座珍重之至存候、陳者方今之時勢ニ付而ハ定メテ御苦心之儀遙察仕候、尊攘之御志者兼テ伝承モ仕候処、去秋變動後令嗣君ニモ御上京御周旋モ被成候由乍憚御忠誠不堪感佩罷居候、此節追切之折柄一際御尽力之程為国家祈望仕候、（中略）頃日於尊藩何歟紛乱之

風説モ承リ如何之事哉ト懸念仕候、此節柄人心之一和專要之儀ニ有之候得者申迄モ無之、年来御洋励被成候事ニ候得共、兼而達 朝廷人望モ有之候、矢野梅庵等有志正義之輩格別御登用有之、士氣御振作愈以御鼓動有之候者、諸藩之御先唱トモ相成、隨而奮起之藩モ追々可有之国家之御為無此上大幸ト企望之事ニ有之候、（以下省略）⁶³

この直書の中で三条は、筑前藩士の尊攘派である矢野播磨（梅庵）の登用を説いているが、これは中村円太の献策の内容を色濃く反映したものであった。⁶⁴ なお、土方や野村靖（長州藩士）の面々を三条は使者に任命し、この直書を斉溥に届けさせている。⁶⁵ また、前年に上京した長知は京都から帰藩する途中、小郡に立ち寄り毛利元徳（長州藩世子）に面会しており、元徳と面会した翌日に東久世にも面会している。この際、長知から京都での周旋活動の詳細について報告を受けて、東久世は「皇国平和の為尽力あらんことを希望」する趣旨の発言をしたという。⁶⁶

五月は「国事」に関する「人的」交流はあまり見られない。前月に筑前藩に派遣された土方が復命し、筑前藩の藩情について報告している程度である。⁶⁷ ただ、一九日に三条が「萬一の場合不覚の事無之様兵力を以東上の事」と土方・水野・真木らにその決意を伝えていることは興味深い。元治元年六月の周布政之助（長州藩士・正義派の中心人物で藩政における実力者）の失脚に伴い、長州藩は率兵上京の方針に決した（四日）⁶⁸ が、その以前にこうした発言が聞かれ

るのは、五卿の従者たちから上がる急進的な声を抑えるのが困難になったからだと推察される。

藩論が率兵上京の方針に決した六月四日以降、長州藩では四千の兵を動員した大規模な軍事訓練が行われるなど、率兵上京に向けてその準備を本格化させ始めた。⁷⁰だが、長州毛利家は池田屋事件の報告を受けて、より多くの兵員を揃えた上で率兵上京を行うことを決断した。すなわち、率兵上京を行うことを一旦棚上げにしたのである。なお、五卿関連の動きとして、黒田播磨が三条に宛てて認めた書簡を持参した筑前藩士の来訪を土方が受けていることに触れておく（一九日）。⁷¹以上、本節では文久三年九月から元治元年六月までの三条らの動向や「人的」交流の実態を概観した。本節で見たように、三条ら五卿は自身の復権・長州毛利家の失地回復のために周旋活動を展開していた。「攘夷」実現のためである。だが、この翌月に京都で発生した禁門の変を契機に、五卿は長州藩と共に苦境に立たされることとなる。

第三節 後半期（元治元年七月～元治元年一月）

五卿は元徳の率兵上京に追従して、京都を目指すことが決定するが⁷²、この決定を受けて五卿の周囲は率兵上京に関する手続きに追われ始める（元治元年七月五日）。『回天実記』元治元年七月七日～一日条において、毎日のように「多忙」「繁忙」といった記述が見られることはその証左であろう。⁷³一四日、五卿は三田尻で乗船し

海路で京都を目指す⁷⁴が、多度津（讃岐国）で禁門の変における長州勢敗北の報せを聞く（二一日）。この報せを聞いた五卿は当初、長州藩領に戻らず池田茂政（備前藩主）を頼りに京都に入ろうと備前藩領に向かおうとしていた。⁷⁵だが、長州毛利家から「他藩領滞在不宣候」「何卒一先ツ三田尻迄御引返被成」という願い出がされたことで、五卿は方針を変更して三田尻へと向かうことにする（二八日に到着）。⁷⁶なお、長州毛利家が五卿に対して自藩領に留まることを要請した背景には、長州藩に迫る危機を回避するための政治的期待があったことが理由として考えられる。ただし、五卿はこの時点で長州藩領に滞在すること自体は了承しておらず、三田尻に戻ること了承したに過ぎなかった。そのため、長州毛利家は五卿が自藩領に滞在するよう交渉にあたることになるのだが、⁷⁷外国船が馬関に襲来する風聞を耳にした五卿は備前行きを一旦取り止めている。⁷⁸

八月四日、三田尻から山口の「三御旅館」「高田御殿・湯田御殿・前町御殿―註」に五卿は身柄を移すが、翌五日には長州藩と英・米・仏・蘭で構成された四ヶ国連合艦隊との武力衝突が発生した。⁷⁹馬関戦争である。一方、この情報を聞いた五卿も動きを見せる。八日、三条・東久世・四条らは元徳が滞在する小郡の地に赴き、四ヶ国との和議を結ぶことを懸念している旨を伝えた。⁸¹三条らにとってはまだ「攘夷」実行の好機であったためである。⁸²だが、八日時点で両者の間では和平交渉が始まっており、一四日には講和が成立してしまう。⁸³これは長州藩が「破約攘夷」を放棄したことに他なら

ず、三条らにとつて衝撃的な出来事であった。⁸⁵この出来事は三条らの考えに大きな影響を与えることになる。

さて、四ヶ国連合艦隊が長州藩を去ると、五卿は一旦留保していた備前行きを再度決した。一方、この再度の備前行きの決定に対し、奇兵隊士からは長州藩領に留まるよう歎願が行われている。

〔史料一〕

同二十日對藩八坂惠助本日帰国す、奇兵隊參謀福田良助山県小助有朋兩人三条公へ拜謁御東行御留め申上候、右は先達多度津より御引返頃より備前行之思召立有之候処、外夷馬関に襲来に就ては於同処攘夷の思召にて、御見合相成候得共和議と相決候上は最早当国に御滞在難被成、元來長州御下向の御趣意は申迄も無く攘夷先鋒之思召にて、此儀は 天朝へも御届相成候儀に付此儘因循相留め候ては、最前の御素志に違背致候事故、此上は断然当地御立退被成芸備両藩の中へ御依頼の思召也、然処奇兵隊より申上候は此度和議之一条誠以奉恐入候得共、此後是非共攘夷可仕諸隊中其外有志の者屹度御受合申上候に付、何分にも御東行の儀は御見合被遊度段頻に懇願に及たり、併し御許諾不相成候、

〔史料一〕を読むと、備前藩に向かうことを決したのは「長州御下向の御趣意は申迄も無く攘夷先鋒之思召」に基づいていることが分かる。ここからは「攘夷」の実現という思いが、当該期の三条らの活動の動機と密接不可分な関係性にあったことが明らかとなる

う。だが、長州藩の内訌が激化するに伴い、五卿の備前藩行き計画はまたもや中止となり、長州藩領に留まらざるを得なくなる。

九月、長州藩において保守派（俗論）の勢いが盛んになり始めたことで、「五卿方御配慮容易」でない状況に突入した。⁸⁶この保守派の増長は前月の八月に征長総督府が組織され、徳川慶勝に総督が内定したこと、つまり征長の動きが本格化してきたことが影響したものと思われる。こうした藩内情勢の変化により、前述した通り五卿は長州藩領に留まることに決した。また、九月は周布が自害した月でもあったが（二五日）、⁸⁷このことは保守派勢力の増長を招く結果となった。以降、藩政において保守派勢力が正義派に取って代わり、それは元治の内乱が収束するまで続く。

一〇月、対馬藩士が土方のもとを訪問し、「九州の事情」を伝えた（三日）。⁸⁸この際、土方は薩摩藩や筑前藩が展開した征長軍解兵に関する周旋活動の詳細な情報を聞いたと思われる。ここで征長軍解兵に関する周旋活動について説明を付しておきたい。⁸⁹遡ること元治元年八月、朝敵として征討の対象とされていた長州藩救出のため、筑前藩では征長軍解兵の周旋活動を「国事周旋」の方針に決定した。こうした方針が採られた背景として、藩内における保守派・尊攘派双方の利害が一致したことが要因であったのは前述した通りである。⁹⁰そして、この「国事周旋」の方針を踏まえて喜多岡勇平が萩藩に派遣され、対幕周旋を依頼されていた吉川家との会談を行った。この会談の結果、筑前藩は吉川家から正式に周旋活動を依頼さ

れるのだが、斉溥の命により、九月末にはこの周旋活動の中断を余儀無くされている。それは朝廷・幕府・九州諸藩から筑前藩が長州藩と気脈を通じていると疑われたためであった。

だが、この斉溥の判断に喜多岡ら筑前藩の尊攘派は不満を抱き、引き続き周旋活動を展開するために薩摩藩に接近する。そして、薩摩藩に協力を仰ぎ共に周旋活動を行った結果、征長軍の侵攻猶予を実現させることに成功した。喜多岡らは次の段階として征長軍の解兵を目指す、その条件にあったのが長州藩からの五卿の身柄移転の条項であった。⁽⁹¹⁾

一方これに対し長州諸隊は抵抗の動きを見せ、こうした対立は五卿の身柄移転問題として、当該政局における政治問題と化すことになる。この問題については、次節において詳細を検討したい。

征長軍解兵に関する周旋活動の説明が長くなってしまったが、ここからは再び五卿にフォーカスを当てることとする。五日、河上が鳥取藩領（因州）から来訪した。それは五卿に決起を求めるものであったが、翌六日の時点で五卿らはその申し出を断っている。⁽⁹²⁾ なお、二九日に五卿らは益田右衛門介の領地である須佐の地に身柄を移し、「国論回復」に努めることに決している。⁽⁹³⁾ これは長州藩内における保守派勢力の増長を踏まえたものだが、結局計画は変更され山口の常栄寺に移転することになった。⁽⁹⁴⁾ この計画変更の理由について尾崎の言によれば、須佐の地でも「俗論」の勢いが盛んになってしまい、五卿が須佐に赴いても「俗論」の勢いを止めることは不可

能であるとの判断がなされたためのものである。⁽⁹⁵⁾ 本節で言及したように、五卿は長州藩内における保守派の増長に伴い苦境に立たされていくが、それと並行して五卿の身柄移転を巡り、長州諸隊・萩政府・筑前藩有志・薩摩藩といった各勢力の動きが活発化していく（二月）。次節では、その詳細を確認していきたい。

第四節 元治元年冬の五卿―五卿の身柄移転問題を中心に―

本節では元治元年冬、具体的には元治元年一月・二月の時期を中心に検討する。また、本節では前述した五卿の身柄移転問題も取り扱うが、その際には五卿の動向に留まらず五卿が行った周旋活動・五卿に各勢力がどのような眼差しを向けていたかを検討する。こうした作業を通して、本問題発生時期における五卿の政治的位置を考察したい。

一月六日、長州諸隊から五卿に対して敬親父子宛てに認めた嘆願書を届けて欲しいといった依頼がされた。萩の藩政府（萩政府）⁽⁹⁶⁾ は保守派が要職を占めている状況のため、長州諸隊の嘆願書が敬親らに届いていない可能性があったと判断したためである。⁽⁹⁷⁾ この依頼を受けた五卿は、土方を萩に派遣し長州諸隊の嘆願書を届けさせることに決した。⁽⁹⁸⁾ これまで五卿は萩政府に働きかけを行ってはこなかったが、この時期を境に萩政府の「反正」のため周旋活動を行う姿勢が散見され始める。一〇日、五卿は長府に向けて従者の水野を立てているが、毛利元周・元純らと自分たちが萩に向かい「藩政改

「史料一二」
 革之御忠告」を行うつもりだったそうで、その積極的姿勢が垣間見える。⁹⁹⁾

〔史料一二〕

十日雨、水野溪雲齋五卿方御使者を以長府被差遣、右は当時藩公御父子萩表にて俗論党に被擁、山口正義派の面々ハ孰れも切齒致居候事故、五卿方には長府清末殿と「毛利元周・元純

―註〕御評議の上にて萩表へ御同行あり、篤と御父子へ御面会之上藩政改革之御忠告被成度段御趣意之次第なり、

なお、この二日後の一二日に清岡が岩国に「搜索」のために赴いたようだが、これは征長軍解兵の周旋活動の進捗状況について聞くことが目的であったと思われる。

五卿の萩政府に対する「反正」を試みる運動が起きたのと同じ頃、萩政府と対立を深めていた長州諸隊は、五卿の身柄を湯田から長府の功山寺に移した（一五日）。¹⁰⁰⁾五卿の身柄を自分たちの管理下に置くことで、政治的優位に立とうとしたのである。一方、一連の動きを取る長州諸隊に対して、当時の長州諸隊総督であった赤根武人はこの頃萩政府との衝突を避ける道を模索していた。萩政府と妥協しつつ、両勢力が共存する道を探っていたのである。赤根は自身の構想を達成するため、萩政府に対して①囚われた正義派幹部の身柄の釈放②政府構成員の一部を保守派から正義派に交代③長州諸隊の「土着」の許可を萩政府に歎願し、その衝突を防ごうとした。¹⁰¹⁾こうした赤根の歎願を受け、敬親から正義派幹部の身柄の釈放を行

うことを約す旨を記した書簡が届く（二二月八日）。¹⁰²⁾だが、萩政府側は二月七日の時点で長州諸隊の討伐を視野に入れており、赤根の構想は早々に実現可能性を喪失していた。この赤根の構想が挫折したことは、前田孫右衛門・渡辺内蔵太・檜崎弥八郎・松島剛蔵ら正義派幹部が斬首刑に処されたことで可視化される形となる（二月一九日）。¹⁰³⁾

やや議論が先走ってしまった。再度時間軸を元に戻し、長州諸隊が五卿の身柄を功山寺に移した後の五卿・各勢力の動向などについて検討を加えたい。長州諸隊が五卿の身柄を長府の功山寺に移したのを受け、一月二〇日に総督府は長州諸隊の説得を筑前藩に一任する命を下した。¹⁰⁴⁾なお、この周旋活動を展開するに際して藩主の斉溥は武力行使も視野に入れていたようである。こうした斉溥の並々ならぬ覚悟を踏まえて、筑前藩士の喜多岡や早川養敬（勇）らが周旋活動にあたった。だが、長州諸隊の説得は困難を極めたようである。「若兵力を以て奪わんとならハ我等も又兵力を以て抗対すへし」と長州諸隊は一切交渉のテーブルに乗ろうとしなかった。長州諸隊が五卿の身柄を渡すことをここまで拒絶したのは何故か。それは五卿、特に三条の存在が長州諸隊にとって「正義の骨」としての役割を果たすためであった。換言すると、政治的カードとしての役割を長州諸隊は五卿（三条）に期待していたのである。

一方、こうした長州諸隊の言い分を聞いた早川は「長州正義の骨は毛利候父子ならん、五卿ハ朝廷に在て聖主を補佐せらるべき天下

正義の骨なり、長州の私有すへきにあらす」と述べている。この早川の言として着目したいのが、「聖主」を補佐すべき人物に五卿を挙げている点だろう。ここからは、五卿（三条）が新たな政体（公議政体）において求められる立場にあったことが窺える。なお、五卿に対するこうした眼差しは、元治元年の四月頃には既に見られる。

〔史料一三〕

是より前、月形詳「月形洗蔵―註」か薩長和解せずんハ王室振興の期なしとの説を立しに、聞者此意遂くへからさるとのみにひ、親友の筑紫義門「筑紫衛―註」すら同意せず、薩藩を討たすハ天下の正義伸ひすとの旨趣なりしに、早川勇一人のみは詳か意と同じけれハ、元治元年四月対馬藩の封地肥前田代に在職したる、其老臣平田大江尚睦は志操ある人と聞きけれハ至り訪ひて、今勤王の大藩は薩長のみなるに目下相善からず、速に此両藩を和親せしめすハ皇国一新天下一和ハ庶幾すへからず（中略）目下の急務は人為を以て二藩を和合し一団結となし、各藩も之に与し一和一新を謀るにありといひしに、尚睦稍意「薩長両藩の提携は不可能だとの考え―註」解けたるに似たり、勇依て又、薩の事を為せし跡を見れハ権変なしとハ云ひかたけれど、其大本の立論は幕府の罪を責め七卿を復職せしめ大政を一変するにあり（以下省略）

一二月に入ると、五卿の身柄移転問題に関する周旋活動はより活

発化していく。一日、喜多岡ら筑前藩士が土方・水野と面会し、五卿の筑前藩領へ速やかに移るよう催促する。一方、この申し出を受けた五卿は、翌二日に筑前藩領に移転する際の条件を提示している。

〔史料一四〕

同二日水野丹後共々三使に面会、五卿方御内意申論候、先づ山口新城相毀ち候事無之幕府命して山口城を毀たしむ、長候父子御隠之平常之通、京都御謹慎之公卿方不殘御解免平常之通相成り候上にて、而後五卿方御身上に及候様、（中略）其上ならては筑前へ御遷座被遊候事不相成段申聞候、三使も承引にて北岡は本国へ小智真藤二人は芸州総督府迄右之段為申通今日発足す、ここでは五卿が自らの存在を梃に、政治的要求を行っている姿が窺える。なお、五卿からの条件が提示された翌日には月形洗蔵（筑前藩士）らが改めて五卿のもとを訪問しており、征長軍の解兵には五卿の九州諸藩への身柄移転が必須である旨を説いている。また、その際「薩藩弊藩「筑前藩―註」同論」と言上したそうだが、これを聞いた五卿は納得し三条が「天下之御為ニ付而ハ如何とも進退可致候」と自筆で認めた書状を月形は獲得する。このことは、筑前藩領への身柄移転の確約を三条から得たことを意味した。

さて、月形に自筆の書状を認め筑前藩領への身柄移転を約した五卿であったが、未だその身柄を移す気配は無かった。一五日、こうした五卿に対して土方・水野両名は移転を決心するよう迫る。ここ

に至り五卿は移転を行う決心をするが、一五日は功山寺において高杉晋作が兵を挙げ、萩政府との対立姿勢を鮮明化させた日でもあった。この高杉の挙兵を受けて、萩政府は翌一六日に長州諸隊に向けて「嚴重御手当」を示す。ここでは人馬などを長州諸隊に供給することを禁ずる旨などが記されている。

〔史料一五〕

一小郡之探索者飯田民藏萩近辺之探索者武波仁藏帰蔵申分二、諸駅々々町兵・農兵相固メ殊之外旅人通行六ヶ敷由、其他別事は無之此度之物触写を取帰候処左之通、

此度奇兵隊其外諸隊之者共御趣意相背候付、嚴重御手当被仰付候事

- 一 諸隊之者共へ於駅々人馬等触込候共継立申間敷候事、
- 一 諸隊之者如何様申掛候共米銀一向貸渡申間敷候事、
- 一 諸隊之者食物其外一切売渡申間敷候事、

右之廉々相背キ惣て諸隊之者荷担ケ間敷仕候者は、屹度御咎可被仰付候事、

この萩政府の対応を受けて、一八日に三条西・四条が萩に向けて出立する。萩政府が「嚴重御手当」を触れたことについて、その事情を問い質すためであった。だが、二〇日に三条西らは「御出萩之節は如何様之御失礼致候哉も難計段」との藩政府側からの通知を受けて、萩行きを断念している。この萩政府側の強硬な態度の理由としては、この時点で既に萩政府は正義派の幹部層を斬罪に処してお

り、長州諸隊を討伐する方針に決していたことが考えられる。そして、この情報が長州諸隊に届くと(二二日)、長州諸隊・萩政府両勢力の対立は決定的なものとなった。

この長州諸隊と萩政府の対立の状況を受けて、月形の周旋活動に変化が生じる。これまで五卿に対して早期に筑前藩領への移転を行うよう要請していた月形であったが、二〇日にはその方針を転換し五卿の存在を梃にした周旋活動を展開し始めた。

〔史料一六〕

十二月廿日 筑前藩月形洗蔵参殿申上候次第、

- 一 解兵之事、
- 一 削土無之様之事、
- 一 国内鎮撫之道相立候事、

右三ヶ条実功不相立而は対長州家美濃守御引受難被申、仍而加藤司書ヲ以芸州ニ於而、督府江被為申入碇与書付をも受取参候筈ニ付、御期限御治定ニは相成居候得共、右聞届之旨浅香一索今中作兵衛両人之内罷出申上候迄は、御動座不被遊候様奉存候事、

- 一 御動座之御御鎮撫之道不相立沸騰置候ハ、筑前より決而御引受無之御断ニ相成候筈之事、
- 一 筑前一藩へ五卿様御一同被為人候儀、尾張惣督越前副将肥薩要職之者同道ニ而、筑前へ罷越美濃守江申達取極候事、
- 一 尾張若井歛吉応接之儀有之同意之旨書面差出候、

越前 毛受鹿之助、

肥後 長谷川仁右衛門、

薩州 吉井幸輔、(以下省略)⁽¹²⁾

なお、この周旋活動の方針転換の背景には、長州諸隊の窮状を側面から援護することを目的として、月形の独断で行われたものであるとの指摘があるが、筆者も同意見である。やがて、二九日には根上来総が五卿に面会し、長州諸隊・萩政府両勢力の衝突が不可避であるため筑前藩領に移転するよう五卿に対して言上する。ここに至り五卿は萩政府の「反正」を諦め、元治二年(一八六五)正月一四日に長州藩の藩船に乗り込み、筑前藩領を目指すことになった。⁽¹³⁾

終章

以上、本稿では長州藩領滞在時の三条ら七卿(六卿・五卿)やその従者の動向に関して検討し、文久・元治期の政局における位置について検討した。まず、第一章では三条が幕末政局において注目を浴びる要因を理解するため、在京時(文久期)における活動からその政治思想などを概観し、周囲から三条がいかなる眼差しを向けられていたのかについて確認した。

三条は文久二年の五月一〇日から朝議において政治活動を展開し始めたが、その存在は当初から「若年ながらも搢紳中の大立者」として注目を集めていた。また、同年に三条は別勅使として任命されその名声をさらに高めるが、それを契機に多くの急進派の人々(即

時攘夷論者)が接近し始める。しかし、三条はあくまで朝議改革派の公家に過ぎず、「攘夷」実践に際しては「史料一」で見たように、現実的な方策を模索していた。だが、別勅使に任じられて以降、急進派の勢力と密な交流を交わすようになった三条は、周囲から朝議における「即時攘夷」論者の第一人者と見なされるようになる。また、文久三年以降は周囲からの注目・親密な関係を構築していた長州・土佐の急進派の暴走が徐々に目立つようになり、三条は次第にその精神を疲弊させていった。それは同年七月にはかなり深刻な状態に陥っていたが(「三条黄門所勞之由過分之重任終損精神」⁽¹⁴⁾)、三条は急進派を切り捨てることが出来なかった。自らの政治基盤を喪失すると考えたためである。そのため、文久三年以降の三条は長州・土佐の急進派の人々とその言動を先鋭化させるが、八月一八日の政変に至るまでその傾向は続く。そして、こうした三条に対する誤った認識は、都から離れていた時期においても引き続きキーパーソンとして注目を浴びる要因を形成した。

続く第二章では、京都から離れていた頃の三条、特に長州藩領に滞在していた時期(文久・元治期)に焦点を当て、都落ちしていた三条がいかに「国事」に対応していたのかを検討した。京都を立出した七卿は文久三年八月二一日、宮部に檄文を持たせて四国地域の周辺諸藩に派遣しており、早速周旋活動を展開した。そして、三条らは九月から長州藩領に滞在し、約一年三ヶ月の時間をそこで過ごすこととなる。また、当該期間の三条は「諸藩を説きて闔国の士民

を一致させ、速に攘夷の功を奏し叡慮を安し奉」という意識に基づいて活動しており、その一環として広範な「人的」ネットワーク網を築こうとしていた。そして、その範囲は水戸藩の武田耕雲斎など遠方の人物にも及んでおり、三条の「国事」に関する周旋活動が並々ならぬものであったことを窺わせるものであった。文久四年（元治元年）になると、三条らの従者などから即時上京論が噴出するようになり、その急進的意見に三条らは苦慮するようになる。結果、三条らは元治元年の五月には「萬一の場合不覚の事無之様兵力を以東上の事」と急進派の従者たちに対して妥協を余儀無くされることとなった。

禁門の変で長州勢が敗北した後、三条らの置かれた立場はより一層複雑なものとなった。彼らが勅勘を蒙っている立場なのに加え、長州藩が朝敵となってしまうためである。こうした背景もあって、長州藩内の情勢は保守派と正義派との対立で混迷を極めるが、この責任を一身に取る形で九月に周布が自害する。これを契機に正義派のメンバーは藩政の中枢から追い落とされるが、これは長州諸隊と保守派の対立激化の序章に過ぎなかった。そして、保守派が萩政府の要職を占める状況の「反正」を試みるため、三条らは周旋活動を展開する。結果、この周旋活動は実を結ぶことは無かった。

だがその一方で、元治元年の冬頃から政治問題化していた五卿の身柄待遇問題に関する周旋活動を通して、薩摩・筑前両藩が政治的

距離を接近させていた点に注目したい。つまり、三条を媒介に薩摩・筑前両藩は政治的距離を接近させていたのである。この点を踏まえると、三条の存在・活動は各政治勢力の交流・接近を促進した点で意義があると言える。また、月形や長州諸隊は三条の存在を政治的カードとして利用しようとしていたが、ここからは様々な利害関係を持つ人々から三条に対して期待の眼差しがあったことが窺える。加えて、当時三条が広範な「人的」ネットワーク網を構築し、「国事」に関する情報を収集していたことを踏まえると、三条の存在を核として彼の滞在していた土地に「国事」に関する情報が集まり、それに基づき三条は「国事周旋」に取り組んでいたと言える。そして、長州藩領に滞在したことは明治期以降の三条にも影響を及ぼしたと考えられる。すなわち、西洋文明を摂取する重要性をこの時期に三条は認識し、また様々な身分の人々との交流を通して、その視野を広げていったのではなからうか。このことは、明治政府における太政大臣としての活躍の土壌が、亡命期における経験に基づくものに求められると言えよう。ただ、この点を含めて都落ちしていた時期の三条の歴史的位置を考える際には、太宰府滞在期（元治二年～慶応三年）に関する分析も踏まえた上で、両者の連続性を意識しながらその意義づけを行うことが重要である。

しかし、本稿では紙面の都合上、その分析を行うことが出来なかった。今後の課題としたい。

注

- (1) 現在、三条に対する人物評価は「お人好し」「無能」といった評価から脱却しつつあるものの、毛利敏彦の研究にあるような三条認識が未だ根強く残っている。毛利は『明治六年政変』（中央公論新社、二〇一八年、初出・一九七九年）の中で三条に関して、「正院は、もっぱら各省がつくりだした既成事実の追認と調整に追われ、積極的にリーダーシップを発揮した事例は少なかった。それは、三条太政大臣の力量不足からきたといえようが」（九〇頁）、「大臣の職務は――註――実際には参議の決定事項を天皇に取次ぐ連絡係兼捺印係同然であり、政務上の実権を失って棚上げされたかたちとなった。凡庸な三条にはふさわしい扱いといえよう」（九一頁）といった辛辣な評価を下しており、また明治六年政変の際に三条が機能不全に陥ったことについても、「小さな三条は、気の毒にも、重なる心労にとうとう高熱を発して卒倒」（一九四頁）したとの指摘をしている。だが、その根拠を毛利は議論の中で示しておらず、こうした三条評には修正の余地があると言わざるを得ない。
- (2) 当該運動の到達点に関して、井上は行政・軍事力を持つ幕府と朝廷の両者の融和関係を実現させることを見出している（井上勲編『開国と幕末の動乱』吉川弘文館、二〇〇四年、三七頁～三八頁）。
- (3) 天野真志『幕末の学問・思想と政治運動』吉川弘文館、二〇二一年。
- (4) 本稿では天野の指摘を踏まえ、国事周旋の概念の定義を「勢力間の対立の仲介」という「周旋」の語義に基づき、「国事」に関して対立する両勢力の仲介・多様な「人的」交流網を構築する行為」とする。
- (5) 梶原は征長軍解兵の周旋活動がいち早く筑前藩で採られた背景に、①尊攘派と保守派の利害関係の一致②黒田斉溥や藩内の尊攘派の薩摩藩との深い繋がりの存在を挙げている（梶原良則「長州出兵をめぐる政治情況」『史淵』一二九号、一九九二年、三九頁～六三頁）。なお、梶原は文久三年における筑前藩の国事周旋運動の失敗の要因などについても分析を行っている（梶原良則「文久期における福岡藩の政治動向」『福岡大学人文論叢』第二五巻 第三号、一九九三年、八頁～二九頁）。
- (6) 井上忠「筑前藩の五卿周旋運動について」『人文論叢』第六巻 第二三号、一九七四年、一頁～二八頁。
- (7) 町田明広「幕末文久期の国家戦略と薩摩藩」岩田書院、二〇一〇年。同「第一次長州征伐における薩摩藩」『神田外国語大学日本研究所紀要』第八号、二〇一六年、一頁～二九頁。同「薩長同盟論」人文書院、二〇一八年。佐々木克「幕末政治と薩摩藩」吉川弘文館、二〇〇四年。
- (8) 前掲「第一次長州征伐における薩摩藩」、二四頁～二五頁。また、高橋は西郷が征長軍解兵において寛典論を唱えるようになった契機を、長州諸隊の幹部との面会に見出している（高橋秀直「幕末維新の政治と天皇」吉川弘文館、二〇〇七年、二六六頁～二九九頁）。
- (9) 三谷博「明治維新とナショナルリズム」山川出版社、一九九七年、二一三頁。前掲「幕末維新の政治と天皇」、七一頁～二三〇頁。
- (10) 田口由香「文久二年藩是転換までの長州藩の動向」『山口県史研究』一六号、二〇〇八年、一三三頁～四三頁。
- (11) 青山忠正「明治維新と国家形成」吉川弘文館、二〇〇〇年、二一七頁～二二二頁。
- (12) 芳即正「坂本龍馬と薩長同盟」高城書房、一九九八年、一一二頁～一三八頁。前掲「薩長同盟論」人文書院、一〇五～一二二頁。
- (13) 笹部昌利「幕末期公家の政治意識形成とその転回」『佛教学総合研究所紀要』第八号、二〇〇一年、二五頁～四四頁。

- (14) 佐々木隆「内大臣時代の三条実美」(沼田哲編『明治天皇と政治家群像』吉川弘文館、二〇〇二年、一三五頁〜二八四頁)。奈良勝司「近代日本形成における意思決定の位相と「公議」」『日本史研究』六一八号、二〇一四年、一四三頁〜一七四頁。
- (15) なお、近年は三条の個人伝記が相次いで出版されている。具体的には、刑部芳則『三条実美 孤独の宰相とその一族』(吉川弘文館、二〇一六年)・内藤一成『三条実美 維新政権の「有徳の為政者」』(中央公論新社、二〇一九年)。
- (16) 本章作成にあたっては、笹部・内藤両氏の議論に学ぶところが多かった。記して謝意を表したい。
- (17) 宮内省図書寮編『三條実美公年譜』宗高書房、一九六九年復刻、七六頁。徳富猪一郎『三条實萬公 三条實美公』梨木神社鎮座五十年記念祭奉賛会、一九三五年、一三三頁。『三條実美公年譜』は三条の顕彰事業の一環で、宮内省が主導して編纂した史料である。また、編年体を叙述の体裁として採用しており、多様な史料を基に編集された三条実万・実美父子の伝記的性格を含有する史料である。一方、『三条實萬公 三条實美公』は徳富猪一郎によって編纂された史料で、今日では閲覧が難しい史料も一部含まれている。
- (18) 瑞山会編『維新土佐勤王史』富山房、一九一二年、一四六頁。本史料は高知出身の有志で構成された瑞山会が編纂した史料で、武市半平太に関する記録をはじめ、幕末に命を落とした志士などに関する諸記録を網羅した史料である。
- (19) 日本史籍協会編『続再夢紀事』第一、侯爵松平家蔵版、一九二七年、四六頁〜四七頁。『続再夢紀事』は、中根雪江(越前藩士)が明治二〇年代に編纂の担い手となり、完成した史料である。なお、『続再夢紀事』には文久二年八月二八日から慶応三年(一八六七)一〇月間の書翰などが掲載されており、その内容は松平春嶽に関連するものが多い。
- (20) 前掲『続再夢紀事』第一、二一〇頁。
- (21) 宮内庁蔵版『孝明天皇紀』第四、平安神宮、一九六八年、四〇二頁。
- (22) 日本史籍協会編『七卿西竄始末』三、東京大学出版会、一九七二年、三頁。『七卿西竄始末』は三条ら七卿の伝記的性格を含む史料で、三条らが慶応三年に帰洛するまでの経緯を記録した史料である。本来、七卿全員の実歴を編纂する予定であったが、編者の馬場文英が作業の途中で死去し、その作業が中断されたため現在残っているのは「三条実美公記」のみとなっている。
- (23) 前掲『七卿西竄始末』三、三一〜三二頁。
- (24) 鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 忠義公史料』第三卷、鹿児島県、一九七六年、六三頁〜六五頁。『忠義公史料』は、薩摩藩士の市来四郎によって編纂された島津忠義の時代の史料集である。また、その時代対象は安政六年(一八五九)から明治五年(一八七二)にわたり、特徴としては藩外からの史料も収集した点などが挙げられる。
- (25) 前掲『七卿西竄始末』三、二一九頁。
- (26) 末松謙澄『修訂防長回天史』柏書房、一九八〇年、五三四頁。『修訂防長回天史』は毛利家の歴史編纂事業の一環で編纂された史料で、天保期をその叙述の起点としている。また、明治維新(史)を総括的に捉えようとしており、原典が失われた史料も網羅している点も本史料の特色である。
- (27) 日本史籍協会編『回天実記』一、東京大学出版会、一九七二年、四頁。『回天実記』は土方久元の日記で、文久三年八月一日に筆を起こし、明治元年の正月元旦にその筆を置いている。この期間は三条らが辛苦を味わった時期であり、明治維新史において重要な時期

- でもある。また、記録からは土方の諸藩士や三条らとの交流の実態、三条が諸藩への周旋活動を土方などに命じている様子も窺え、当時の三条を評価する際にも重要な史料と言える。
- (28) 高瀬真卿編『竹亭回顧録 維新前後』博文堂、一九一一年、二二二頁。『竹亭回顧録』は七卿の一人であった東久世通禧の回想録である。
- (29) 前掲『回天実記』一、四〇五頁。なお、翌二七日に土方は三条の直書に対する長訓の返書を受け取っており、九月一日にその返書を三條のもとに届けている。
- (30) 長州藩政府内部では、京都の情勢が明らかでない状況で七卿の身柄を受け入れることに反対の意見が上がっており、藩政府としては七卿に帰洛の勧告をする方針に決していた(前掲『修訂防長回天史』、五三九頁)。
- (31) 青山は脱藩浪士が自由に動き回れるというその立場の特質上、国事周旋運動において優位性を發揮し得る立場にあったことを指摘している(青山忠正『幕末維新奔流の時代』文英堂、一九九六年、一三二頁)。
- (32) この点については、第一章で確認した当時の三条に対する認識などに依拠した。
- (33) 前掲『回天実記』一、六頁。
- (34) 前掲『回天実記』一、七頁。
- (35) また、八日には笠間藩の儒者である加藤有隣に対して、九州諸藩に対する周旋活動を命じている点も付言しておく(埴瑞比古編『神陰年譜』附加藤櫻老小傳』笠間稲荷神社、一九七九年、一七四頁、一七五頁)。「神陰年譜」は加藤有隣の日記史料であり、文久二年の元旦(一八六二)に筆を起し、明治三年(一八七〇)の二月晦日に筆を置いている。
- (36) 前掲『回天実記』一、一一頁。
- (37) 前掲『回天実記』一、九頁。
- (38) 前掲『回天実記』一、一一頁。
- (39) 前掲『回天実記』一、一二頁。
- (40) 前掲『回天実記』一、一三頁。
- (41) 三条の従者であった尾崎三良は、「三田尻は、四通八達の所でありまして色々の人が澤山でて来て、七卿に遇いたいと言つて様々の事を言ふてくるから、これは甚だ宜しくない」という意見が藩政府側から上がったことがその理由であったと後に回想している(尾崎三良「七卿落の事実談」日本史籍協会編『維新史料編纂会講演速記録』三、東京大学出版会、一九七七年所収、一七〇頁)。なお、文久三年一月一三日時点で三条は湯田に、その他五卿は氷上山真光院に身柄を移している(前掲『回天実記』一、二二頁)。
- (42) 前掲『修訂防長回天史』、五三九頁。
- (43) この長知の上京は八月一八日の政変を受けて、斉薄が三藩連合の必要性を痛感したことが背景に存在した(成松正隆『加藤司書の周辺』西日本新聞社、一九九七年、二〇七頁、二〇八頁)。
- (44) 中村武生『池田屋事件の研究』講談社、二〇一一年、一〇〇頁、一三六頁を参照。
- (45) 前掲『回天実記』一、一四頁、一五頁。
- (46) 前掲『修訂防長回天史』、五三四頁。
- (47) 前掲『回天実記』一、一六頁、一七頁。
- (48) 鹿児島県歴史センター黎明館編『鹿児島県史料 玉里島津家史料』四、鹿児島県、一九九五年、一六頁、一八頁。なお、本史料の年代推定は『三条實萬公 三条實美公』に依った(前掲『三条實萬公 三条實美公』、一九三頁)。「玉里島津家史料」は、玉里島津家から黎明館に寄託されている史料郡であり、島津久光に関連する内

容の文書類を多く掲載している。また、その内訳は文久年間から慶応年間までの間で半数を占めており、久光のみならず藩内外の人々の書簡・辞令・報告書などを収録しているのも特徴である。

- (49) 埴瑞比古編『加藤櫻老小伝』加藤櫻老先生顕彰会、一九三四年、三六頁。
- (50) 前掲『三條実美公年譜』、一六〇頁～一六一頁。
- (51) 六卿の従者から請願が行われたのと同じ日、宮部鼎蔵らが京都より帰還し、「上国の近状」を土方に伝えている（前掲『回天実記』一、三二頁）。
- (52) 前掲『三條実美公年譜』、一六一頁。
- (53) 前掲『回天実記』一、三二頁。
- (54) 前掲『回天実記』一、三六頁。
- (55) 前掲『回天実記』一、三四頁。
- (56) なお、これと同じ日に丹羽出雲守（正雄）が京都から到着し「種々新聞」を伝えている（前掲『回天実記』一、三八頁）。推測でしかないが、この「種々新聞」とは「横浜鎖港」が新たな国是となったことなどが情報としてもたらされたことを指すと思われる。
- (57) 前掲『回天実記』一、三九頁～四〇頁。
- (58) 前掲『回天実記』一、四〇頁。
- (59) 前掲『回天実記』一、五一頁～五二頁。
- (60) 前掲『回天実記』一、五四頁、六一頁。
- (61) この元治元年三月における出来事として一つ付け加えておくと、二二日に山口徳之進（正定・水戸藩士）が土方のもとを訪問し、「上国之形勢」を伝えていることがある。この「上国之形勢」の内容については、三月の初めに参与会議が解体していることから、こうした情報もたらされたと推察される（前掲『回天実記』一、四五頁）。
- (62) 前掲『回天実記』一、五七頁。
- (63) 前掲『三條実美公年譜』、一七九頁。
- (64) 前掲『加藤司書の周辺』、一三二頁。
- (65) 前掲『回天実記』一、五七頁～六〇頁。
- (66) 元徳と長知との会談の様子などその他詳細な情報は、「世子小郡邸の対談」（山口県文書館所蔵、毛利家文庫七五維新記事雑録二〇九）を参照。
- (67) 前掲『回天実記』一、六三頁。
- (68) 前掲『回天実記』一、六六頁～六七頁。
- (69) 前掲『修訂防長回天史』、六〇九頁～六一頁。
- (70) 『伊藤和義日記』（日本史籍協会編『維新日乗纂輯』第四、東京大学出版会、一九六九年所収）、二五八頁。「伊藤和義日記」は、三条の従者で土佐藩の脱藩浪士であった、伊藤甲之進（和義）の日記である。
- (71) この黒田の書簡を受け取った三条は、使者として遣わされた喜多岡勇平（筑前藩士）などに対して、「攘夷之叡旨を遵奉し長藩連合を以て尽力之程希望」する旨を返答として伝えている（前掲『回天実記』一、八三頁～八四頁）。
- (72) 前掲『回天実記』一、八八頁。
- (73) 前掲『回天実記』一、九〇頁～九一頁。
- (74) 前掲『回天実記』一、九二頁～九四頁。
- (75) 前掲『修訂防長回天史』、六四四頁。
- (76) 前掲『回天実記』一、九六頁～九七頁。
- (77) 前掲『回天実記』一、九九頁。
- (78) 前掲『回天実記』一、一〇〇頁。
- (79) 高田御殿とは、高田に位置した井上五郎三郎（井上馨の兄）から借り上げた屋敷地に新たに増築した何遠亭を指す。また、湯田御殿とは湯田往還に隣接していた草刈藤太の邸宅のことで、前町御殿は

- 湯田にある龍泉寺のこと。なお、間取りなどその他詳細な情報については「七卿方山口御下り之節御旅館差図」（山口県文書館所蔵、毛利家文庫五八絵図五六七）を参照。
- (80) 前掲『回天実記』一、一四頁。
- (81) 前掲『回天実記』一、一六頁。
- (82) 「史料一」で触れるが、三条は「攘夷」の実行のために八月初めに備前行きを一旦中止しており、その熱意は並々ならぬものがあった。
- (83) 前掲『明治維新』、二〇二年、一二二頁。
- (84) 前掲『三條実美公年譜』、二二二頁。
- (85) 前掲『回天実記』一、二二〇頁。
- (86) 前掲『回天実記』一、二三三頁。
- (87) 前掲『修訂防長回天史』、六九〇頁。
- (88) 前掲『回天実記』一、二二七頁。
- (89) 前掲『長州出兵をめぐる政治情況』、四二頁～四九頁を参照。
- (90) 前掲註五を参照。
- (91) なお、その他に条件として征長総督が求めていたのは、①長州藩主父子・三支藩主（清末・徳山・岩国）の自筆の伏罪書の提出②新築の山口城棄却の二点であった。
- (92) 前掲『回天実記』一、二二八頁。
- (93) 一〇月二一日に、土方は政事堂で「俗論家の光景及藩公御父子萩表にての御処置」に関する詳細を聞き、この情報は土方によって三条西・壬生兩名にもたらしめている（前掲『回天実記』一、一三〇頁）。こうした情報は、五卿の須佐行き決定に影響を及ぼしたと言えよう。
- (94) 前掲『回天実記』一、一三二頁。
- (95) 前掲『七卿落の事実談』、二二八頁。
- (96) 一〇月三日に、敬親・藩政府の要路は山口を立立して萩城に移っている（三宅紹宣『幕末維新の政治過程』吉川弘文館、二〇二一年、一三五頁）。
- (97) 前掲『回天実記』一、一三三頁。
- (98) 前掲『回天実記』一、二三九頁～一四〇頁。
- (99) 一九日に五卿は元周・元純の兩名に面会し、彼らから「反正」に尽力する旨の発言を引き出した。やがて、二六日に元周らは萩に向けて立立し、「反正」のための周旋活動に努めることとなる（前掲『回天実記』一、一四三頁）。
- (100) 前掲『回天実記』一、一四〇頁。
- (101) 前掲『回天実記』一、一四二頁。
- (102) 「奇兵隊日記」（田中彰監修『定本 奇兵隊日記』上、マツノ書店、一九九八年所収）、四七五頁。「奇兵隊日記」は、文久三年六月の奇兵隊結成から明治二年一月の解散に至るまでの間作成された史料である。また、本史料の主な内容は奇兵隊の活動記録であるが、他にも絵図や関連する諸記録が収録されている。なお、本史料は奇兵隊の解散後に散逸してしまった史料を収集し、収録している経緯から、奇兵隊に関係のない史料も含まれており、その点は留意する必要がある。
- (103) 日本史籍協会編『吉川経幹周旋記』第二、東京大学出版会、一九七〇年、三〇一頁。『吉川経幹周旋記』は、岩国藩の藩主である吉川経幹の「国事周旋」などに関する記録であり、また征長問題を考える際の史料として著名である。ちなみに、赤根が主張する「土着」の内容についてはつきりとは分かっていない。ただ、「長州一註」諸隊を存続させるための基盤確保を意図したものと考えられる（前掲『明治維新と国家形成』、六八頁）といった指摘にあるように、長州諸隊存続を目的とした請願であったことは確かであろう。
- (104) 前掲『吉川経幹周旋記』第二、三〇二頁。

- (105) 前掲『幕末維新の政治過程』、一四〇頁～一四一頁。
- (106) 西郷隆盛全集委員会編『西郷隆盛全集』第一巻、大和書房、一九七六年、四七一頁。『大西郷全集』は西郷に関する史料であるが、主に島津家の家誌編纂事業の過程で収集されたものなどを翻刻し、収録したものである。
- (107) 「督府征長紀事」(日本史籍協会編『幕府征長記録』東京大学出版会、一九七三年復刻所収)、一三二頁。「督府征長紀事」は、元治元年七月から慶応元年の閏五月の間に下された朝命と幕命の中で、尾張藩に関するものを収録した史料である。
- (108) この点に関して、齊溥は征長総督の徳川慶勝に宛てた書簡で以下のように記している。「去年脱走いたし是迄長州滞在之三糸美初五人之輩、長州より受取老人ツツ御自分「黒田齊溥」註」並細川越中守有馬中務大輔松平修理大夫松平肥前守へ預置咎候間、夫々受取方難行届節ハ越中守初申合兵力を以速ニ臨機之処置可申渡候事」、「送迎解積紀事」(太宰府市史編集委員会編『太宰府市史 近世資料編』太宰府市、一九九六年所収。句読点は筆者の手による)、八四二頁。「送迎解積紀事」は筑前藩の五卿の身柄の受け入れから、五卿の帰洛に至るまでに関する経緯を記録した史料である。また、史料の編纂にあたっては藩の日記・記録類から関係記事を収集し、編年体の体裁で史料引用がされている場合が多い。なお、本史料は「従二位黒田長溥公伝」編纂の基礎史料になっており、この点は本史料の史料の価値の高さを示している。
- (109) 前掲「送迎解積紀事」、八三七頁。
- (110) 前掲「送迎解積紀事」、八三七頁。
- (111) 前掲「送迎解積紀事」、八三二頁～八三三頁。
- (112) 前掲「回天実記」一、一四三頁～一四四頁。
- (113) 前掲「回天実記」一、一四六頁～一四七頁。
- (114) この点に関して、尾崎は「只筑前使節の云ふ事のみなれば元より信を措くに足らずと雖も、薩州の西郷等の誓言する処なれば之を信じ、遂に筑前に渡海することに決す」(尾崎三良『尾崎三良自叙略伝』上巻、中央公論社、一九七六年、七二頁)と後年に回想している。薩摩藩の中心人物である西郷へ信頼を寄せている様子は、慶応年間の三条と薩摩藩の関係性の土壤が醸成され始めていたことを示していると言えるだろう。なお、この頃の西郷は三条を「国家之柱石」として「大藩同心にて尊王之意振張いたし、夷船撰海二迫候を討攘之後、幕吏之奸を可払と薩筑申合」せることを考えていたようである(前掲「送迎解積紀事」、八五二頁)。この西郷の発言は、五卿の身柄移転問題における周旋活動の中で、薩摩藩・筑前藩の両藩が五卿にどのような眼差しを向けていたのかを理解する上で示唆に富むものと言えよう。
- (115) 前掲「送迎解積紀事」、八四九頁。
- (116) 日本史籍協会編『七卿西竄始末』五、東京大学出版会、一九七三年、一一五頁。なお、五卿は筑前藩領への移転を了承するにあたり、一六日から一〇日間の滞在の猶予を願い出ている(前掲「送迎解積紀事」、八五〇頁～八五一頁)。
- (117) 前掲「奇兵隊日記」、四八六頁～四八八頁。
- (118) 前掲「奇兵隊日記」、四八五頁。
- (119) 前掲「奇兵隊日記」、四八六頁～四八八頁。
- (120) 前掲「奇兵隊日記」、四八七頁。また、征長軍解兵の周旋活動にあつては西郷も小松に宛てた書簡の中で、高杉の拳兵・正義派幹部が斬首される事態に至り「頓と調和の道も絶え果て」てしまったと書き記している(前掲『西郷隆盛全集』第一巻、四七一頁)。
- (121) 前掲「回天実記」一、一五一頁～一五二頁。
- (122) 「水野丹後手記」(岩崎英重編『維新日乗纂輯』第二、日本史籍協

- 会、一九二五年所収)、四一六頁。
- (123) 前掲「長州出兵をめぐる政治情況」、五二頁。なお、こうした月形
の申し出に対し五卿も違和感を覚えたのか、斉溥自筆の書簡などを
月形に要求している(前掲『回天実記』一、一六八頁～一六九頁)。
- (124) 前掲『回天実記』一、一五一頁～一五二頁。霞会館華族資料調査委
員会編『東久世通禧日記』別巻、霞会館、一九九五年、五七頁。
- (125) 日本史籍協会編『中山忠能日記』第一巻、東京大学出版会、
一九七三年、一〇七頁。
- (126) 三条らはリアルタイムで馬関戦争の顛末を見届けていたが、「破約
攘夷」を藩論に掲げていた長州藩がそれを放棄した衝撃は彼らに
とって大きかった(前掲『三條実美公年譜』、二二二頁)。この馬関
戦争の際に、山県有朋は「敵の上陸して散兵を以て進むを見て大に
悟る所あり、又其携帯する所の利器を見て兵の強弱は軍略の如何に
係ること勿論なれども、銃砲の利純は大に勝敗の數に関する事を明
らかにせり」(懐旧記事)日本史籍協会編『山縣公遺稿・こしのや
まかぜ』東京大学出版会、一九七九年所収、五一頁。句読点は筆者
の手による)との所感を抱いたと後年回想している。そして、こう
した思いは三条らも抱いたものと思われ、それは慶応三年に「英国
歩兵練法読」(霞会館華族資料調査委員会編『東久世通禧日記』上
巻、霞会館、一九九二年、四九五頁)といった西洋文明を摂取しよ
うとする姿勢に表れている。

Position of Sanjō Sanetomi in the Context of Japanese History
from 1861 to 1865:
With Focus on Sanjō's Stay in the Chōshū Domain

AKAI Makoto

Japanese historians are recently re-evaluating the contribution of Sanjō Sanetomi (1837-1891). Reflecting this recent trend, the author considers the political position that Sanjō occupied in the history from 1861 to 1865, focusing on his stay in the Chōshū Domain [present Yamaguchi Prefecture] from 1863 to 1865.

Sanjō was a court noble and started political activities in the fifth month (lunar calendar) of 1862. Since then, he stood in the limelight of politics as a reformer of the court council. Because he interacted closely with extremists in the Chōshū and Tosa [present Kōchi Prefecture] Domains, he came to be considered as the leader of exclusionists in the court. This had impact on people's view on Sanjō while he was away from Kyoto.

As an outcome of the political disturbance or counter-*coup d'état* on the 18th of the eighth month (lunar calendar, September 30 in the Gregorian calendar) in 1863, Sanjō and six other court nobles left Kyoto for Chōshū. Together the seven court nobles started to exercise influence on various people in order to realize the "exclusionism." The seven court nobles also constructed a network of people for the "state affairs." It is noteworthy that, while the base of the network was on the western regions of Japan, the network extended partially to regions in eastern Japan.

After the Chōshū exclusionist soldiers were defeated at the occasion of the Kin'mon Mutiny of the 19th of the seventh month (lunar calendar, August 20 in the Gregorian calendar) in 1864, those in support of exclusionism, including Sanjō and four other court nobles¹ were put in an extremely difficult position. Movements started to expel the exclusionists from the administration of the Chōshū Domain. Sanjō also started to exercise influence in order to roll back.

At the same time, various factions debated where these five court nobles should be put under house-arrest. At that time, politicians of the Satsuma [present western Kagoshima Prefecture] and Chikuzen [present northwestern Fukuoka Prefecture] Domains attempted to exercise influence on this issue. This resulted in the close cooperation between the two domains. This cooperation was one of the results of Sanjō's previously creating broad network of people.

The author's analysis has clarified the historical significance of Sanjō's political position before 1866 and of the seven court nobles leaving Kyoto in 1863.

Keywords: Modern Japanese history, political history, era prior to the Meiji Restoration, court nobles.

1 One of the seven nobles left the group on the 28th day of the ninth month in 1863, and another died on the 25th day of the fourth month in 1864.